

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和7年度 札幌の希少植物に係る調査等業務

2 業務の目的

植物標本を専門に収蔵する施設において、保存されている植物標本のうち、維管束植物であって、かつ、札幌を採取地としているものを全て調査し、これらについて再同定し、利活用や共有が可能なデータ化（リスト、写真）を行う。

3 業務対象範囲及び内容

(1) 事前打合せ

北海道大学総合博物館植物標本庫（以下「植物標本庫」という。）に保管されている維管束植物の標本について、対象とする資料の範囲やデータのフォーマット、同定の確認を行うべき精度（レベル）等を確認し、日程を調整する。

(2) 資料調査

植物標本庫において、維管束植物標本（推定 20,000 点）のうち採集地が札幌（現在の市域に含まれる町村名も含む。）又は石狩管内であることが明らかなもの（推定 700 点）を抽出し、標本の種名を確認の上、再同定及び記録画像の撮影を行う。

記録画像は、①ラベルが判別できる写真、②標本の全体像がかわる写真を2点1組として整理すること。

なお、種名が同一のものが複数ある場合、標本番号、採集年月日、採集者のいずれか1つでも異なれば個別に扱うこと。

(3) 調査結果作成

ア 札幌産標本リストの作成

3(2)の結果について、以下の項目でリストデータを作成すること。

通番、施設名、標本番号（附番なければ空欄）、科名、種名（和名）、種名（学名）、採集地、採集年月日、採集者、再同定結果、標本画像番号、標本画像（200KB程度）、 ※以下は誤同定だった場合に再同定結果の欄に記載すること。 正しい科名、種名（和名）、種名（学名）

なお、リストデータは種ごとに採集された年代順に並べ替え、標本点数が分か

るようにすること。

また、記載はラベル表記をそのまま転記することを優先し、アルファベットで表記されている場合も同様とする。手書きの筆記体・行書体のためどうしても読み取りが困難な場合はその旨が分かるように備考に記載すること。

イ 標本画像ファイルの作成

札幌産の標本画像を収めたファイルを作成すること。画像の検索性を高めるため、3(3)アのリストに記載する標本画像番号とファイル名を一致させ、リストから対象標本画像を参照できるよう紐づけすること。

また、画像データは JPEG 形式（1 ファイルあたり 2 MB 以上）とし、最低でも標本の全体像及び同定ラベルが判別できる程度の画素数とすること。

4 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

5 成果品及び納入場所

(1) 成果品

ア 完了届

イ 札幌産標本リスト（スプレッドシート）

ウ 札幌産の標本画像リスト（JPEG 形式）

(2) 納入場所

札幌市博物館活動センター（札幌市豊平区平岸 5 条 15 丁目 1-6）

6 留意事項

(1) 調査員について

維管束植物の分類について基礎的知識と植物標本を扱った経験のある者が行うこと。

抽出、写真撮影を同時並行で作業できるよう、2～3 人で作業すること。

(2) 各収蔵施設との連絡調整について

各収蔵施設への調査申し込みは委託者から事前連絡し、日程調整は受託者が直接行う。

(3) 委託者との協議事項について

業務の実施にあたっては、適宜委託者と協議を行うこと。

(4) 成果品に係る著作権等の取扱い

ア 受注者は、発注者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受注者は、本著作物に関する著作者人格権を、発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受注者以外のものであるときは、受注者は発注者又は発注者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

ウ 受注者は、発注者に対し、受注者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 その他

(1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

(2) 業務履行に関しては、札幌市環境マネジメントシステムに照らし、環境負荷の低減に努めること。